特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
40	母子保健法による妊娠の届出に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、母子保健法による妊娠の届出に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による妊娠の届出に関する事務
②事務の概要	母子保健法（昭和40年８月法律第141号）第15条は、「妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。」と規定されており、具体的な届出項目については母子保健法施行規則第３条に規定されている。横浜市は、妊娠した者から必要な情報につき届出を受け、これを管理する。 当該事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 〇情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月法律第27号。以下、「番号法」とする。）第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 〇妊娠の届出に関する情報の管理 　当該事務を行うにあたって必要となる個人の基本情報及び届出項目について管理する。 〇妊娠の届出の申請については、サービス検索・電子申請機能を利用した電子申請によっても行う。
③システムの名称	母子保健システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、オンライン申請管理システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
母子健康手帳交付整理簿ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第１項　別表の70項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第５号）第40条第4号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の80の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課
②所属長の役職名	地域子育て支援課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜市役所 　市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 　区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 　区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 　区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 　区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 　区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 　区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 　区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 　区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 　区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 　区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 　区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 　区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 　区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 　区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 　区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 　区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 　区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 　区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10　TEL:045-671-2455
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない(入手)　[　]接続しない(提供)**	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システムの端末の画面は来庁者の目に触れないよう設置する。また、端末の画面に保護シートを付け、第三者が閲覧できないようにする。 ・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・端末から個人情報を持ち出す際には、専用のUSBメモリーを使用している。なお、USBメモリーにはPWを設定した上で使用している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[　] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所　市民局市民情報室231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所　市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	
令和3年2月1日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 神奈川県横浜市中区港町1-1 TEL：045-671-2452	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-2455	事後	
令和3年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1　取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	母子保健システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、オンライン申請管理システム	事前	
	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	母子健康手帳交付整理簿ファイル、統合番号連携ファイル	母子健康手帳交付整理簿ファイル	事前	
	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一　49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第4号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の70項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第40条第4号	事前	
	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一　49項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第4号	・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の80の項	事前	
	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 こども家庭課長	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課 地域子育て支援課長	事前	
	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-2455	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10　TEL:045-671-2455	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和7年2月1日時点	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和7年2月1日時点	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 3．重大事故	発生なし	発生あり	事前	
	Ⅳ リスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	
	Ⅳ リスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠	－	・システムの端末の画面は来庁者の目に触れないよう設置する。また、端末の画面に保護シートを付け、第三者が閲覧できないようにする。 ・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・端末から個人情報を持ち出す際には、専用のUSBメモリーを使用している。なお、USBメモリーにはPWを設定した上で使用している。	事前	
令和8年10月26日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	－	「妊娠の届出の申請については、サービス検索・電子申請機能を利用した電子申請によっても行う」を追記	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 3．重大事故	発生あり	発生なし	事前	